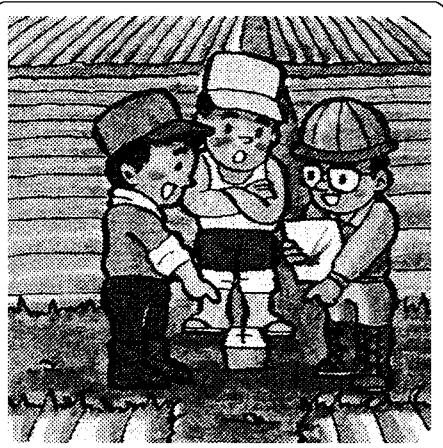
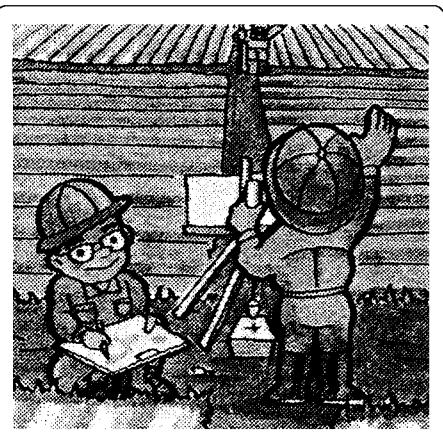


地籍調査にご協力を!

本年度は東桂地区の
調査を実施します



一筆調査



地籍測量

この調査は国土調査法に基づく
調査で、土地の国勢調査とも言わ
れるたいせつな調査です。

これは近代的な測量によって、
新しい地図（地籍図）と台帳（地
籍簿）をつくり、皆さんの土地の
正確な位置、地形、地番、地目、
面積を明らかにするものです。

本年度は東桂地区の十日市場、
夏狩の一部（古渡、宮下、沖の一
部の地域は六十四年度）を調査し
ます。

地籍調査について知つておきた
いポイントについてまとめてみま
した。

○この調査の目的はなんですか。

そこで近代的な測量によって、
皆さんの土地の正確な位置、地形、
地番、地目、面積を明らかにし、
地籍図と地籍簿を作ることにより、
皆さんの権利が地図と登記で保全
されるものです。

なお、この地籍図と地籍簿は法
務局に送付され、土地登記簿の地
番、地目、面積の記載事項が改め
られます。

地籍調査つてどんな調査！

うか。

答

我が国における土地に関する
資料は、非常に貧弱であり、今
までの土地の基本となっている土
地台帳や公図（字限図）はあざぎり
ずは、明治の初めに作られたもの
で、当時の測量技術の幼稚さと、
長い年月の間に現地と合わない地
図として役割が果たせない状態に
あります。

○登記もれのものが無いか。
○地図の表示は現況と合っている
か。

○筆界はどこからどこまでか。
○調査の方法は一筆調査といい、
土地台帳と公図の写しを作り、一
筆ごとにもれなく土地所有者の立
会いの上に、地番、地目、境界を
現地で直接確認する作業です。

この調査の時は、前もって通知
しますから、必ず立会いの上、隣
の所有者と境界を決め調査杭を打
ていただきます。

（杭は市で準備します）

なお調査杭は、皆さんの土地を
測量する基になりますから、動か
したり抜いたりしないようにして
ください。

（一筆調査前に準備するもの
がありますか。）

市では、調査対象者にパン
フレットを送付したり、説明会を
開きます。そして調査の時は、十
日前に通知しますから、次

務局に送付され、土地登記簿の地
番、地目、面積の記載事項が改め
られます。

（調査の要点と調査方法はどう
にして行いますか。）

（調査の要点は、次の五つに
分けられます。）

（土地登記簿に登記されている事
項と現況が合っているか。）

（登記は適正であるか。）

（調査に間違いがあった時はど
うすれば良いのですか。）

（答）調査が終つて地籍図と地籍簿
ができ上りますと、閲覧をします
から、自分の土地に間違いがない
かどうか確かめてください。もし、
間違いがあつたら申し出でください。

（調査が終つて地籍図と地籍簿は、
国が認証を得て法務局に送付され、
登記簿が訂正されます。）

（もし、一筆調査で境が決ま
らない場合はどうなりますか。）

（答）現地調査の日に決まらな
れば、筆界未定として登記されま
す。

（調査以後に境界が決つた時は、
個人で測量業者に依頼し測量しな
ければなりません。）

（詳しいことは、市役所農林課地
籍調査係へ、お問い合わせください。）

のことを準備しておいてください。
○あいまいな境界は、隣の所有者
と話し合い、明らかにしてお
てください。

○山林原野などで、雑木の密生し
ている境界を明らかにしてお
いてください。